



Title	原発事故における大都市の住民保護：被災地としての のキエフ市を事例として
Author(s)	宮腰， 由希子
Citation	国際公共政策研究. 2015, 20(1), p. 149-164
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/57796
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

原発事故における大都市の住民保護

—被災地としてのキエフ市を事例として—

Protection for Residents of Large Cities in the Case of a Nuclear Accident

—The Case of Kiev as Affected City by the Chernobyl Disaster—

宮腰由希子*

Yukiko MIYAGOSHI*

Abstract

This paper examines political approaches to protect residents in the event of a nuclear disaster. The case of Kiev shows us that the government alone cannot protect residents of large cities because of the limits of their resources. The Japanese government is promoting a plan to restart nuclear power plants, and the residents of large cities in Japan might be exposed to radiation if there is another large-scale nuclear disaster. They must prepare actively for future disasters and also should participate in nuclear policy.

キーワード：住民保護、大都市、原発事故、チェルノブイリ、キエフ市

Keywords : protection for residents, large city, nuclear disaster, Chernobyl, Kiev

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故後、原発から60 km離れた県庁所在地である福島市には、原発周辺住民が避難してきたが、原発からの放射性ブルームも福島市方面へ流れ、市内に沈着した。4月7日に発表された福島県内の幼稚園と小中学校の放射線モニタリング調査では、福島市内の10校で年間積算線量が20mSv以上となる測定値を示し、文部科学省はこれらの学校の屋外活動制限を指示した¹⁾ため、市民の間で不安が広がった。そして、事故から数か月後には、南相馬市や伊達市で年間積算線量が20mSv以上と推測される世帯を特定避難勧奨地点に指定して避難を促したが、福島市でも3.0μSv/hの地点が2か所あったにもかかわらず、市の行政当局はそれらの世帯の住民が避難を希望しなかったことを理由に特定避難勧奨地点の指定を見送った。さらに、地域単位、または、子どもや妊婦のいる家庭の指定に関する独自の基準の適用を説明会で住民から求められても、市がそれに応じることはなかった²⁾。

こうしたことから一部の住民は自主避難の道を選んだ。だが、自主避難という形での避難は、避難区域からの避難者とは区別され、避難先の自治体から受けられる支援でも東京電力からの賠償の面でも差がある。日本では、そもそも人口規模が大きく、国や地方の政治・経済において重要な役割を果たす都市の近郊には原発が建設されることはなかった。とはいえ、今回の原発事故後の福島市の一部の地域の例に見られたように、事故発生時の気象条件や事故の規模によっては、事故の発生現場から遠く離れた大都市にも被害が生じる可能性は十分に想定されることである。しかし、そのような場合でも、大都市であることによるさまざまな事情から、原発に近い地域住民が受けられるような防護措置や補償が住民に対して提供されないおそれがある。

本稿では「住民保護」を、国や地域全体に大きな損害や被害を及ぼす大規模で危機的な事態や脅威（人為的な事件・事故や自然の災害、あるいはその両者が複合した事態）から住民の生命、健康、財産を守り、安全で安心できる住民の暮らしを保障する国家や地方行政による取り組みと定義し、特に、原発事故発生時における大都市の住民保護のあり方を問う。住民保護の中でも、住民の被曝を最大限に回避し、被曝による影響を可能な限り低減するための防護措置は重要である。防護措置には、事故や放射線状況などの情報開示、避難や屋内退避の指示、安定ヨウ素剤の配布といった初期対応と、移住や帰還者への再定住の支援、家屋や道路などの除染、食品の安全管理や住民の健康管理など長期間行われなければならない対策がある。そして、原発からの距離、汚染や被曝の程度、被災による損害や精神的損害などを考慮した補償や社会的な支援も不可欠である。

ここでは、原発事故によって被災した大都市の事例として、1986年にソ連で起きたチェルノブイリ原発事故で、原発から約110 km地点にあった300万人都市のキエフ市の被災を取り上げる。キエフ

1) 福島市災害対策本部、福島市復興推進本部、『東日本大震災の記録 発災から復興に向けた取り組み』、2014年、184頁。 <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/31057.pdf>（2015年5月29日閲覧）。

2) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、『国会事故調 報告書』徳間書店、2012年、356頁。

市は当時、ソ連を構成するウクライナ・ソビエト社会主義共和国の首都であった。事故当時は子どもたちが避難し、除染が行われるなどの防護措置がとられた。しかし、キエフ市は放射能汚染地域としての認定を受けることはできず、ソ連崩壊直前の1991年2月に成立した法律「チェルノブイリ原発事故被災者の地位と社会的保護について」（以下「チェルノブイリ法」）によって保障される被災者としての権利を市民が得ることはできなかった。キエフ市の子どもたちが一時避難したことは一般に広く知られているが³⁾、その実態や、被災地としてキエフ市が取り組んできた住民保護の政策の分析はほとんどなされてこなかった。キエフ市の被災の事例を検証することは、福島市の復興政策のみならず、日本政府が推し進める原発再稼働問題に直面している全国の自治体にも有益であろう。特に、原発が密集する若狭湾の100 km圏であり、複数の大都市を含む関西圏や中京圏において、キエフ市のような大都市の被災経験は貴重な先例と言えるだろう。

本稿では、まず、原発事故当時のキエフ市の状況と住民に対してとられた防護措置、特に避難の実態について明らかにし、さらに、キエフ市民の安全な暮らしと権利の保障のためにどのような取り組みがなされてきたかを検証する。最後に、キエフ市民に対して行われた政策を評価し、原発事故による大都市での住民保護のあり方を提言する。

I. 事故直後のキエフ市の状況と初期対応

(1) 情報の隠蔽

キエフ市はチェルノブイリ原発の南方約110 km地点にある。チェルノブイリ原発事故が発生したのは1986年4月26日午前1時23分だったが、翌27日には、原発から3 km地点にある原発衛星都市のプリピャチ市から住民を避難させるために、キエフ市のバス運転手が集められ、バス1100台がキエフ市から送られた。他にも、事故処理のためにキエフ市から現地に多数の市民が派遣されたため、一部のキエフ市民にも事故の事実が伝わってきた。公式に事故が報じられたのは4月29日になってからだったが、事故の発生と収束活動が行われたことが伝えられただけで、実際には収束活動が続き、大惨事であるという事実は伏せられていた。

事故が発生したのは、ゴルバチョフ書記長が就任してから約一年後だったが、グラスノスチ（情報公開）の方針が提唱されてはいても当時はまだほとんど実効性がなかったため、事故についての情報は各関係機関の間でも十分に共有されていなかった。こうしてキエフ市では市民がプリピャチ市から避難してくる多くの人々の流入に虚をつかれることとなった。実際、約1200人のプリピャチ市の若者がキエフ市で学生生活を送っていたこともあって⁴⁾、キエフ市に住む家族や親戚、友人を頼

3) 在ウクライナ日本大使館『チェルノブイリ原子力発電所事故概要』（衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書ホームページに転載）。[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/chno05.pdf/\\$File/chno05.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/chno05.pdf/$File/chno05.pdf)（2015年2月21日閲覧）、今中 哲二「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染と被災者たち(3)」、『技術と人間』1992年7月号、（京都大学原子力安全研究グループのホームページに転載）<http://www.rii.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/GN/GN9207.html>（2015年2月21日閲覧） 他。

4) Наталия Варановська, Чернобыльская трагедия: документы и материалы, Наукова Думка, 1996, p.83

ってキエフ市に避難者たちが押し寄せ、キエフ市の病院には避難者が殺到した⁵⁾。約2万7500人のブリピャチ市民は集団で避難したが、自主避難した住民も約2万人おり⁶⁾、彼らの多くが車でやってきたため、キエフ市内の道路が放射能汚染されていると4月29日にウクライナ共産党委員会から報告された⁷⁾。

翌4月30日のキエフ市やキエフ州の共産党委員会からの情報では、チェルノブイリ原発事故の政府報道による住民の混乱や不信感はなかったが、キエフ市ではブリピャチの避難に使用されたバスの除染を市内で行っていることに憤る市民や、キエフ市にも事故による放射能の影響があるのか、キエフ市で放射能は検出されているのかなどと問い合わせる市民がいた⁸⁾。また、事故についての報道が遅れたことにより、市民の間では放射能雨が降ったなどの噂やいい加減な憶測が次々と生まれてしまった⁹⁾ など、情報公開の遅れが招いた問題点はかなり早い段階で指摘されていた。

(2) キエフ市の放射線状況とメーデー・パレードの決行

ウクライナ共産党中央委員会の報告書によると、4月29日のキエフ市の線量は通常の2～3倍だったが¹⁰⁾、4月30日にそれまでは北西に吹いていた風向きが南に変わり（図1参照）、キエフ市の状況が一転した。4月27日から線量計測をしていたウクライナ保健省は、4月30日にキエフ市のガンマ線量率が前日の50 μ R/h (0.44 μ Gy/h) から急上昇して、キエフ市中心部を含む3か所で1100～3000 μ R/h (9.6～26.3 μ Gy/h) を記録し、キエフ市やキエフ州の住民に放射線状況を告知するよう求めた¹¹⁾。

5) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.240

6) Наталия Варановська, Чернобыльская трагедия: документы и материалы, Наукова Думка, 1996, p.83

7) 同上、84頁。

8) 同上、88頁。

9) 同上、88-89頁。

10) 同上、84頁。

11) 同上、86-87頁。

【図1】 チェルノブイリ原発事故後の風向きと放射能雲の変遷¹²⁾



【表1】 水文気象委員会による1986年4月26日から5月7日までのキエフ市のガンマ線量率の値¹³⁾

計測日	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
平均値 (mR/h)	—	—	0.07	0.075	1.4	0.61	0.25	1.0	0.85	0.45	0.53	0.7

このように状況が急変したので、ウクライナ共産党第一書記だったシチェルビツキーはゴルバチョフに電話し、パレードの中止を要請した。しかし、ソ連政府は、「国内で混乱が起こっている」、「すでに数千人が死亡した」などと報道している外国のメディアに原発事故が政治的に悪用されている¹⁴⁾ことを危惧していた。ゴルバチョフはシチェルビツキーを共産党から除籍すると警告し¹⁵⁾、市民の混乱を避けるため、予定通り決行するようにと叱責した。そして、シチェルビツキーはその命令に従い、市民の見本となるべく、例年ならば同伴していなかった妻や幼い孫を連れてパレードに臨んだ¹⁶⁾。ゴルバチョフは今でこそパレードを中止しなかったことは自身の過ちだったと認めているが、当時は書記長という立場であったものの、情報不足で事故の全体像が掴めていなかったため、数百万人の都市での混乱が生じることを恐れ、メーデーのパレードを中止しなかったという¹⁷⁾。その結果、多くの子どもたちがパレードに参加してしまった。本来は、被曝のリスクを低減するために

12) National Academy of Science of Ukraine, Chernobyl Catastrophe, Kiev, Export of Ukraine, 1997, p.185

13) Ю. Израэль, Радиоактивное загрязнение природных сред в результате аварии на Чернобыльской атомной станции, М.: «Комтехпринт», 2006, p.11 <http://www.ibrae.ac.ru/images/stories/ibrae/chernobyl/israel.pdf> (2015年2月21日閲覧)

14) 『ヴェェテルニー・キエフ』紙、1986年5月5日。

15) Serhy Yekelchyk, Ukraine: birth of a modern nation, Oxford University Press, 2007, p.179

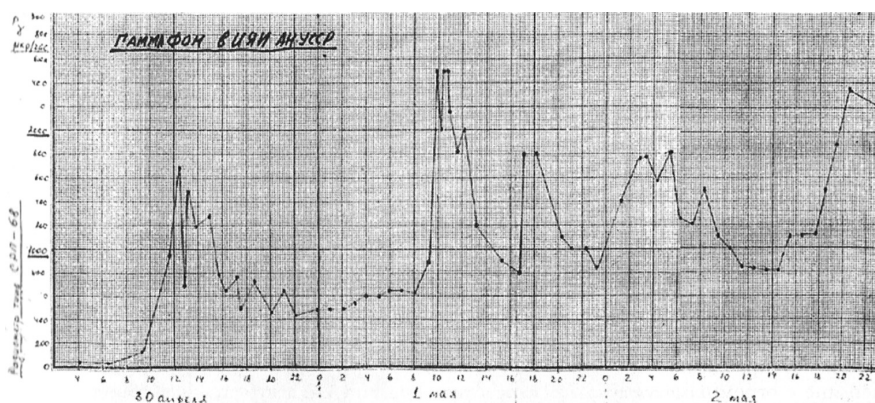
16) А. Власенко, В.В. Щербицкий и его время, Харьков, Folio, 2009, p.232

17) Mikhail Gorbachev, Prophet of Change: from the Cold War to a Sustainable World, 2011, Clairview, p.149

屋内退避が呼びかけられる必要があった。

ソ連共産党中央委員会政治局に設けられた事故対策班の第一回会議で、水文気象委員会代表のイブラエリは各地の線量を詳細に調査することを委任された¹⁸⁾。イブラエリによると、4月30日13時に最大値を観測したキエフ市の放射線量率は翌5月1日には下がっていったという¹⁹⁾。しかし、キエフ市にあるウクライナ科学アカデミー原子核研究所の観測データによると、5月1日の午前10時台、まさしくメーデーのパレードが行われ、子どもたちが市の中心部を行進していた時間に最大値を記録し、それは $2500\mu\text{R/h}$ ($22\mu\text{Gy/h}$) だった。

【図2】 キエフ市にあるウクライナ科学アカデミー原子核研究所で観測された1986年4月30日～5月2日のガンマ線量率の推移²⁰⁾



(3) 防護措置

事故当時、キエフ市には十分な量の安定ヨウ素剤が備蓄されていなかった。5月3日のウクライナ共産党中央委員会政治局事故対策班の会議では、キエフ市の住民に安定ヨウ素剤を配布するかどうかについて話し合われた。その会議の中で、ウクライナ保健相ロマネンコは10日分の安定ヨウ素剤を受け取ったが、それはキエフ市民の数に相当する量だと述べた。また、ソ連政府に委任され、医師としてウクライナ政府に助言する立場だった医学アカデミー副会長のイリーインは、配布するにはまだ早いかもしれないと話し、安定ヨウ素剤配布のためにはまず住民に真実を話す必要があると指摘した上で、ヨウ素剤は本当に必要になった時のためにとっておかなければ足りなくなるという問題もあると説明し、ヨウ素剤の配布は見送られた。

また、講じられるべき住民への防護措置を決定するため、キエフ市の5つの地区で選抜された子

18) Наталья Варановска, Чернобыльская трагедия: документы и материалы, Наукова Думка, 1996, p.85

19) Ю. Израэль, Радиоактивное загрязнение природных сред в результате аварии на Чернобыльской атомной станции, М.: «Комтехпринт», 2006, p.11 <http://www.ibrae.ac.ru/images/stories/ibrae/chernobyl/israel.pdf> (2015年2月21日閲覧)

20) А. Андреевский, Чернобыльский быль, Кривой Рог, Dionis, 2011, P.23

どもたち、妊婦、授乳中の母親たちの検査が行われた²¹⁾。5月4日に提言を出したウクライナ共産党中央委員会科学教育機関管轄部は、「恵まれた気象条件と最初の2日間に政府委員会が講じた措置によって、キエフ市民が大惨事の重い影響を受けることを回避できたが、このことは共和国や市の当局が事故の重大さを軽視する原因となった」²²⁾と指摘し、「平常時での放射線衛生や市民の健康保全に対するものとは異なるアプローチが必要である」²³⁾と勧告した。さらに、拡散している放射能の中には、甲状腺に蓄積する危険性が高い放射性ヨウ素131が含まれていることを説明した。放射性ヨウ素は5月3日14時に市の給水口で通常より1000倍高い値が検出され、また、キエフ市の加工工場に運び込まれたミルクや市内で採取された葉でも検出されていた。これらのことから、市民の健康を守るために次の5つの防護措置を促した²⁴⁾。

1. 住民の健康管理の強化。安定ヨウ素剤を用いて放射性ヨウ素による被曝を防止すること（子どもと女性を優先）。
2. 食品の放射能測定強化（ミルク、畜産品、生鮮野菜）。国営店だけでなく市場でも行うこと。病院や幼稚園などの子どもたちの給食を優先して、汚染されていないミルクを確保するべく問題を解決すること。
3. 緊急時用の飲料水の備蓄をすること。近いうちに貯水湖の水が飲めなくなる可能性を考慮すること。
4. 市民に放射線衛生、困難な状況下での労働体制、休暇、食事について勧告すること。
5. 被曝は特に子どもの健康にとってとても危険なので、子どもについては特に配慮すること。

学年末を2～3週間短縮する可能性を含め、生徒たちを事故のあったキエフ州から遠いソ連邦内の他の共和国のピオネールキャンプ²⁵⁾などへ送るか真剣に検討すべきであること。

水や食品の放射能測定、加工処理や非汚染地からの搬入などの対策は事故直後から行われていたが、安定ヨウ素剤の配布は、キエフ州の場合、すでに効果が期待できなくなった5月6日から始まった²⁶⁾。食品の放射能測定などと異なり、イリーインが指摘したように、安定ヨウ素剤を飲む必要がある事態だと市民に説明することになるため、たとえ備蓄が十分だったとしても、政府が事故の深刻さを隠蔽していた初期に、速やかに配布することは困難だっただろう。このように、配布の決定をして市民に混乱を引き起こすことへの責任を背負いたくないという政府関係者の心情は、安定ヨウ素剤の配布を遅らせてしまう原因となる可能性がある。

21) Наталия Варановська, Чернобыльская трагедия: документы и материалы, Наукова Думка, 1996, p.101

22) 同上、109頁。

23) 同上。

24) 同上、109-110頁。

25) ソ連や共産圏の国々におけるボーイスカウトのような青少年たちの団体が毎年夏に行うキャンプ。

26) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.239

Ⅱ. キエフ市民の避難

(1) 避難の是非についての議論

メーデーのパレードが終わると、今度は、キエフ市民が毎日約5万人ずつ、自主的に避難していた²⁷⁾。5月16日に「プラウダ」紙記者グバレフが共産党中央委員会に宛てた手紙²⁸⁾の中で、この自主避難の動きについて、「指導部の子どもや家族が市から避難していることが明らかになると、駅の切符売場では千人が列を作った。もちろん、このことは市内ではすっかり知られていた」と指摘している。このような市民の動きを目の当たりにしたウクライナ政府は、キエフ市民の避難の是非を問題提起した。しかし、数万人規模のプリピャチ市の避難でさえ、一時避難先で民家に泊めてもらうなど避難場所の確保が難しく、実際に300万人もの人々を避難させるための具体案はなかった。

ウクライナ最高会議議長シェフチェンコは放射能汚染地域、特にキエフ市からの避難の必要性を主張した²⁹⁾。彼女によると、5月3日にキエフ市民の避難の問題について最初に話し合われたが³⁰⁾、ソ連政府の強い反対に遭った。そして、5月6日には、キエフ市で始まって、国境を越えたチェコスロバキアのブラハ市で終わる自転車のピース・レースが例年通り開催され、外国人参加者や記者が多数招かれ、キエフ市が平常通りであるという対外的なアピールが続いた。モスクワとレニングラード（現サンクトペテルブルク）の学者の見解ではキエフ市の子どもたちを集団疎開させるほど放射線のリスクは高くないとして、避難させるべきだというウクライナの学者の意見とは一致していなかったが、ウクライナ政府はソ連政府の意向に反して子どもたちの避難を決めつつあった。

5月7日、ウクライナ政府はソ連政府に委任されてキエフ市で助言を行っていた水文気象委員会代表イズラエリと医学アカデミー副会長のイリーインに勧告をまとめさせた。勧告の第4項には、「キエフ市の放射線状況を分析したところ、現時点での子どもを含む住民の避難の必要はないが、子どもたちの夏休みを通常通り行い、キエフ市南部や他の州のピオネールキャンプ、サナトリウムに連れて行くことが適切である」³¹⁾という子どもたちの避難を後押しする一文が加わり、この勧告書を根拠として、シチェルビツキーは「子どもたちのためなら、（モスクワは）私たちを罰しないだろう」と、キエフ市とキエフ州、チェルニゴフ州、ジトーミル州の放射能汚染地域の子どもの避難を最終決定した³²⁾。

5月8日、ウクライナ保健相ロマネンコは、子どもたちの避難の決定を告知すると共に、「（キエフ市やキエフ州の）放射線状況は改善しており、国内、国際基準と照らし合わせても、子供を含めて住民の健康への影響はない。数日間に渡って2万人の住民、5500人のキエフ市の子どもの検査を

27) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.241

28) ウクライナ国立チェルノブイリ博物館保管資料。

29) А. Власенко, В.В. Щербинский и его время, Харьков, Folio, 2009, p.213

30) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.241

31) ウクライナ国立チェルノブイリ博物館保管資料。

32) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.241

行ったが、放射線による健康被害が確認された者はいなかった」³³⁾と発表した。

モスクワはキエフ市の子どもたちの避難の決定を覆すべく、暫定的許容値の基準を更新した。5月8日には「5月9日から住民の許容値は年間5 rem (50mSv) である」³⁴⁾と、それまでの許容被曝基準の10倍にした新基準³⁵⁾を通知した。5月14日にはさらに基準値を更新し、「14歳以下の子どもと妊婦、授乳中の女性は初年度、年間10rem (100mSv)、その他の住民は年間50rem (500mSv) を許容値とし、基準値を超える場合は避難させる」と通達した³⁶⁾。しかしながら、ウクライナ政府は5月7日に決定した通り、子どもたちの集団避難を5月16日から開始した。

このようなウクライナ政府の決定に対して、ソ連政府は、「(ソ連政府の) 許可もなく行われたキエフ市の子どもたちの避難は、全く客観的な情報に基づかない感情的な反応だ」³⁷⁾と第14回ソ連政府会議で非難するにとどまり、ウクライナ政府幹部が処罰されることはなかった。

(2) 避難の実態

ウクライナ政府によって決定された避難の対象は、キエフ市などの汚染地域の14歳以下の子どもたちと妊婦、授乳中の母親だった。しかし、現実問題として、事故直後に52万6000人の母子をキエフから瞬時に非汚染地域に避難させること³⁸⁾は極めて困難だった。ここでは、実際に行われた避難の実態についてまとめる。

(a) 自主避難

多くの人たちは、共産党中央委員会の職員がキエフから避難する自分たちの家族のためのチケットを買い占めたため、その後チケット売り場が閉まったことに激怒していた³⁹⁾。医師シチェルバクの回想によると、4人乗りの座席に8～10人が乗ったり、切符を持っているのに民警に阻止されて駅構内に入れなかった人がいたり、モスクワ行きのチケットをダフ屋が倍の値段で売っていたりもした。5月初めにはトランクやバッグを買うためにデパートに行列ができた⁴⁰⁾。キエフ市民は子どもたちを助けるために、面識のない人であっても信頼できそうな人には自分の子どもを預けることも少なくなかった⁴¹⁾。キエフ市やキエフ州、ジトーミル州、チェルニゴフ州から車が途切れることなく続き、大人は付き添わず、その分の席を子どもに譲り、車は子どもたちでいっぱいだった⁴²⁾。

33) 『ヴェェテルニー・キエフ』紙、5月8日。

34) ウクライナ国立チェルノブイリ博物館保管資料。

35) A. ヤロシンスカヤ (今中哲二訳) 「暴かれたチェルノブイリ秘密議事録」『イズベスチヤ紙』1992年4月24日 (京都大学原子力安全研究グループのホームページに転載) <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/kpss/izvestiya9204.html> (2015年4月4日閲覧)。

36) ウクライナ国立チェルノブイリ博物館保管資料。

37) Наталия Варановська, Чернобыльская трагедия: документы и материалы, Наукова Думка, 1996, p.132

38) A. Власенко, В.В. Щербицкий и его время, Харьков, Folio, 2009, p.229

39) 同上、227頁。

40) Y. シチェルバク著、松岡信夫訳「チェルノブイリからの証言」1988年、技術と人間、138-139頁。

41) A. Власенко, В.В. Щербицкий и его время, Харьков, Folio, 2009, p.225

42) 同上。

(b) 1～7年生の集団避難

集団避難がうまく組織できたのは1～7年生だけである。これらの子どもたちはピオネールキャンプやサナトリウムなどで保養した。強制移住ゾーンからの子どもたちは新学期が始まるまで滞在したが、キエフ市などその他の汚染地域からの子どもたちは45日間の滞在（6月末まで）とされた。集団避難したキエフ市の1～7年生までの子どもたちは12万6000人である⁴³⁾。汚染地域全体では10日間で52万6000人が学校ごとに避難し、親戚は見送りを禁じられ、避難先に到着した後、学校を通じて保護者に子どもの居場所が伝えられた⁴⁴⁾。

ピオネールキャンプは例年開催されていたため、これらの子どもたちの集団避難はうまく行うことができたと言える。しかし、6月末にピオネールキャンプが終わると、新学期の始まる9月1日までの間をどこで過ごすかは各家庭の裁量に任された。親が休暇を取り、子どもと一緒にどこか遠いところで保養する、親戚の家に行くなど、家庭によって避難の形態は異なった。避難先がない人は、キエフ市に帰還せざるを得なかった⁴⁵⁾。

【表2】 集団避難したキエフ市の1～7年生の子どもたちの人数と行き先の一覧表

キエフ市内の地区	生徒数	参加者数	保養先
ダルニツキー	2万5900	1万6100	ザポロージェ州、ドネツク州
ドニエプロフスキー	3万8700	1万9400	ドニエプロペトロフスク州、キロヴォグラード州、イワノフランコフスク州、チェルノフツィ州
ジョフトニョヴィー	1万2700	6900	ハリコフ州
ザリズニチニー	1万4500	7000	ヘルソン州
レニングラーツキー	2万9300	1万4800	ヴォロシロフグラード州 ⁴⁶⁾
レーニンスキー	6700	2800	セヴァストポリ市
ミンスキー	3万7400	2万500	ドネツク州
モスコフスキー	1万9300	1万500	ヴォロシロフグラード州、クリミア州 ⁴⁷⁾
ペチェルスキー	9600	4300	ニコラエフ州
ボドルスキー	1万2600	6600	ザカルパチア州、リヴォフ州
リャジャンスキー	1万1000	5000	ボルタヴァ州
シェフチェンコフスキー	2万1700	1万2100	ヘルソン州
計	23万9400	12万6000※	

※残りの生徒は保護者と保養している。
(ウクライナ共産党科学教育機関管轄部の報告書を元に筆者が作成)。⁴⁸⁾

43) Наталия Варановська, Чорнобиль: проблеми здоров'я населення Збірник документів і матеріалів у двох книгах Книга 1, Інститут історії України, Київ, 1995, p.206

44) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.241

45) ウクライナ科学アカデミー・ウクライナ史研究所元研究員ナターリア・バラノフスカヤ博士への筆者によるインタビュー、2015年3月19日。

46) 現ルガンスク州。

47) 現クリミア自治共和国。

48) Наталия Варановська, Чорнобиль: проблеми здоров'я населення Збірник документів і матеріалів у двох книгах Книга 2, Інститут історії України, Київ, 1995, pp.207-208

(c) 妊婦及び乳幼児の母子避難

乳幼児と妊婦については、事実上、避難勧告に留まっており、1～7年生のような集団避難は行われなかった。ウクライナ保健相ロマネンコは、「幼児についての問題が発生しているが、それは昨年までと同じようにおこなわれるべきだ。労働組合の組織で、親が子どもと一緒に長く休めるよう模索している」⁴⁹⁾と述べた。乳幼児の母子避難や妊婦の避難については、職場が労働者の懇願を受け入れて休暇を与え、さらに、保養できるサナトリウムの確保をする必要があった。母親がすでにその年の休暇を取得してしまっていた場合、休暇を更に取得することが難しかったり、職場が避難に適した保養所を提供できなかったりする場合もあった。職場が頼れない女性は親戚や知人の所へ避難したが、それも困難だった母子は避難できずにキエフ市に留まるしかなかった。しかし、当時のキエフ市では子どもを連れて歩く女性は犯罪者を見るような目で見られたという⁵⁰⁾。

(d) 8～10年生の青少年の避難

8～10年生については、避難対象とされず、年度末の試験の免除や夏休みの早期開始などの防護措置は何も講じられなかった。しかし、保護者が心配し、子どもたちを自主避難させるケースが相次いだ⁵¹⁾。キエフ市に残った子どもたちもあり、5月9日付けのプラウダ紙では、9年生の娘の試験が25日から始まるが、子どもたちの避難の決定や噂により心配しているため、新聞に意見を載せてほしいと編集部に頼みに来た母親について紹介された。試験を避難先で受けることができなかったため、進学への影響を心配した生徒や保護者は、避難したくてもキエフ市に留まることを選択せざるを得なかった。

(3) キエフ市への帰還

9月1日の新学期に合わせて多くの子どもたちは帰還したが、中には保護者が避難を継続させ、数年後に帰還した子どもたちもいた⁵²⁾。このような市民の放射能への懸念から、1986年に都市間のアパート交換制度を利用してキエフ市から他都市への引っ越しを希望する市民の広告の前年の3倍に増え、逆にキエフ市へ引っ越すことを希望した人は3分の1に減少したという⁵³⁾。

ソ連水文気象委員会がテレビやラジオでキエフ市の線量を発表し、87年4月末に0.03mR/h (0.26 μ Gy/h) となり、事故前の線量0.02mR/h (0.18 μ Gy/h) と比べて安心した市民もいたという⁵⁴⁾。市民がキエフ市で安心して暮らせるようになるまでには時間がかかったが、次第に放射能への不安は風化していった。

49) 『ヴェチェルニー・キエフ』紙、1986年5月23日。

50) ウクライナ国立衛生・医学生態学研究所オリガ・ティムチェンコ教授への筆者によるインタビュー、2014年11月5日。

51) ウクライナ科学アカデミー・ウクライナ史研究所元研究員ナターリア・バラノフスカヤ博士への筆者によるインタビュー、2015年3月19日。

52) Украина: малоизвестные истории, Журнал «Корреспондент», К.: Sky Horse, 2012, p.241

53) В. Антонов, Радиационная обстановка и ее социально-психологические аспекты, К.: Общество «Знание» Украинской ССР, 1987, p.41

54) 同上。

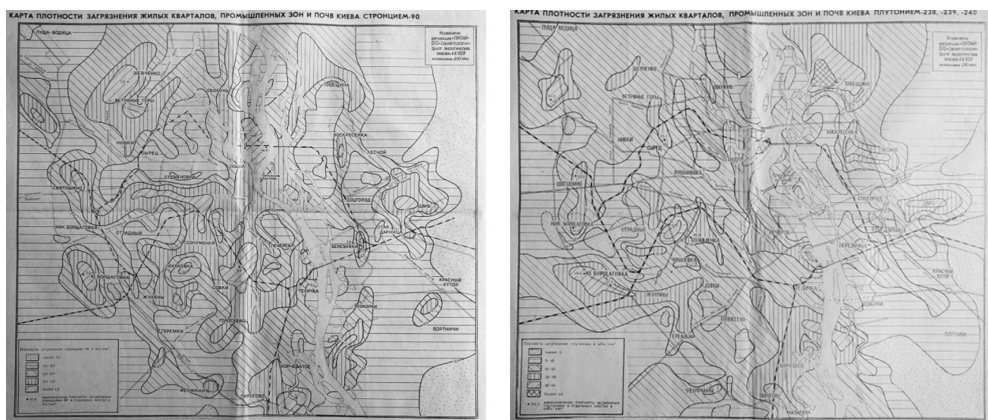
Ⅲ. 被災地としてのキエフ市

(1) 被災地認定

キエフ市ではチェルノブイリ原発事故の後、デモや集会が頻繁に行われるようになり、政府に対して被災者の社会的、経済的保護や反原発、情報公開の促進、民主化などを訴え、国民の手で環境をコントロールしていけるよう政府に要求した⁵⁵⁾。このような民衆運動の展開により、情報公開が進んでいった。そして、90年からはウクライナ各地の放射線量が新聞に掲載されるようになった。例えば、90年4月20日の「ヴェチェルニー・キエフ」紙一面では、「キエフ市はこの日、 $13\sim17\mu\text{R/h}$ ($0.11\sim0.15\mu\text{Gy/h}$) で自然放射線量を超えていない。ソ連の自然放射線量は $4\sim20\mu\text{R/h}$ ($0.04\sim0.18\mu\text{Gy/h}$) である」と発表されている。

民主化の動きが強まると同時に、チェルノブイリ原発事故による被災者の権利を社会的、経済的に保障するためのチェルノブイリ法が考案された。1991年2月28日にこの法律が制定される直前には、キエフ市議会で、キエフ市が放射能汚染地域として認定されるようウクライナ政府に要請することが決議され、当時のウクライナ保健省大臣スピジェンコもこの市議会の決定を後押しするなど、被災地認定に関する議論は盛り上がった⁵⁶⁾。

【図3, 4】 1991年4月30日の「ヴェチェルニー・キエフ」紙に初めて掲載されたストロンチウム90によるキエフ市の土壤汚染地図（左）とプルトニウムによる土壤汚染地図（右）



チェルノブイリ法制定の前日には、基本概念文書「チェルノブイリ原発事故によって放射能汚染レベルが上昇したウクライナ・ソビエト社会主義共和国の領域での人々の生活の概念について」の決議が採択され、その第2項の中で、キエフ市を含むウクライナ各地の放射能汚染の実態を客観的

55) ウクライナ・ソビエト社会主義共和国最高会議宛てのキエフでの環境デモの決議書、1988年11月13日（V. ティーヒー保管資料）。

56) 『ヴェチェルニー・キエフ』紙、1991年2月22日。

に明らかにすることを検討するようウクライナ閣僚会議に対して求めた。これを受けて、3月にはセシウム137によるキエフ市の土壤汚染地図、4月には、ストロンチウム90による土壤汚染地図とブルトニウム238、239、240による土壤汚染地図がそれぞれ初めて新聞で公表され、その汚染レベルは第3ゾーンに相当すると訴える記事⁵⁷⁾も掲載されるなど、この問題は市民の間で関心が高まった。しかし、キエフ市はチェルノブイリ法と同日に制定された法律「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域の法制度について」の定義する放射能汚染地域の基準を満たしておらず、被災地認定されることはなかった。一方、キエフ市周辺の複数の町がこの法律の定める第4ゾーンに認定されたため、キエフ市は政治的な意図で非汚染地域ということにされたのだという政府への不信感がキエフ市民の間に残った。確かにキエフ市を被災地認定すると、被災者の数は倍増し、国家財政への負担は大きくなる。

(2) 被災者認定

キエフ市民は、事故が発生してから最初の数日間でプリピャチ市などの原発衛星都市の原発作業員ではない住民の許容量、3か月間で原発作業員の許容量に相当する線量を受けたと評価されている⁵⁸⁾。事故から一か月が経過した5月26日にウクライナ保健省がまとめたキエフ市の子どもたちの被曝についての極秘の報告書の中で、子どもたちへの被曝の影響はないはずだが、これらのグループの子どもたちが特殊な医療機関による注意深い観察を必要としないわけではないと注意喚起した。

90年代には、キエフ市も含めたウクライナの子どもたちの甲状腺がんが急増した。そして、事故から12年が経過した1998年、キエフ市議会はキエフの子どもたちの甲状腺被曝による被災を認定し、1979年から1986年生まれの子どもの全員に被災者証明書が与えられ⁵⁹⁾、国が認定している被災者の子どもたちが得ている特典の一部と同じような権利を得ることができた。該当する子どもたちは、ちょうど国による集団避難が行われなかった事故当時の乳幼児、胎児と一致する。現在、キエフ市が認定した甲状腺被曝の被災者証明書はすでに実効性を失っているが、筆者がこの証明書を取得する権利を持っていたキエフ市民やその両親達に尋ねたところ、証明書のことを知っている人はごく一部であったため、この被災証明書がどれほどの子どもたちに実際に行き渡っていたかは疑問である⁶⁰⁾。

キエフ市にはチェルノブイリ原発の30km圏内である立ち入り禁止区域からの避難者や、事故処理作業員とその子どもたちといった被災者認定を受けている住民が多い。キエフ市社会政策局チェルノブイリ原発事故被災者社会保障課のデータによると、2015年3月1日現在、その数は8万3086人⁶¹⁾

57) 『ヴェェテルニー・キエフ』紙、1991年4月30日

58) А. Власенко, В.В. Щербинский и его время, Харьков, Folio, 2009, p.233

59) Розпорядження от 26.02.98 №421 «Про порядок видачі посвідчень дітям м. Києва, що постраждали внаслідок Чорнобильської катастрофи по критерію опромінення щитовидної залози».

60) 2015年3～4月にキエフ市内において、事故当時にキエフ市に居住していた1979～1986年生まれの人やその両親、キエフ市役所職員、医師ら数十名に筆者が聞き取り調査したところ、市役所や医師のうち数名のみが知っていたものの、一般市民でこの証明書のことを知っている者はいなかった。

61) 注：チェルノブイリ法が規定する被災者には、チェルノブイリ原発事故以外の核関連事故の被災者も含まれる（374人）ため、総

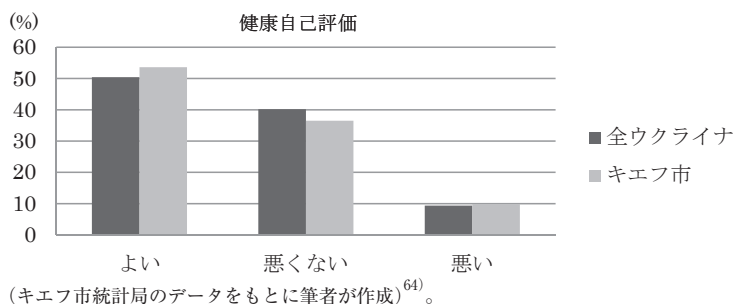
であり、キエフ市は被災者の居住するウクライナの都市としては最大である。被災者の存在は大変身近であり、家族や友人の複数の被災者認定されている市民が多い。

(3) 健康被害

キエフ市統計局によって10年に渡って行われているキエフ市民の健康自己評価の調査結果によると、総合的な健康自己評価ではウクライナ全体とキエフ市民に差はほとんどみられないが、チェルノブイリ原発事故の健康への影響が多かれ少なかれあると思っている人がキエフ市では多いということが、下の2つのグラフから明らかである。しかし、キエフ市民が実際に、チェルノブイリ原発事故の影響でどれほど健康を害したかを科学的に評価することは難しい。甲状腺がんのキエフ市民のデータについても、事故当時にキエフ市にいなかった人、その後の事故処理作業に携わった人、30 km圏内からの避難者などを除いたデータは存在しないという⁶²⁾。キエフ市民は国に被災者認定されていないため、チェルノブイリ原発事故被災者としての健康診断の実施とデータの蓄積が行われておらず、実際の医学的影響を調査し、実害がどの程度なのかを明らかにすることは困難である。

このように、被災者として認定されなかったことで、市民は社会的、経済的な支援を受けられなかっただけでなく、健康診断などの早期発見につながる医療支援も受けられていない。また、医学的影響についてはデータも不足しており、不明な点が多いまま年月が過ぎ去り、キエフ市民の健康被害の状況について、明確なことは言えない。実際に甲状腺がんなどを発症しているキエフ市で被曝した市民もいるので、事故当時のウクライナ保健省幹部で放射線科医師のアントノフが揶揄したように、キエフ市民の事故当時の混乱は「大都市の心理現象」というよくある現象であり、放射能への「心理的不快感」だった⁶³⁾とも一概には言い難い。

【図5】 ウクライナ全体とキエフ市の住民の健康自己評価の比較



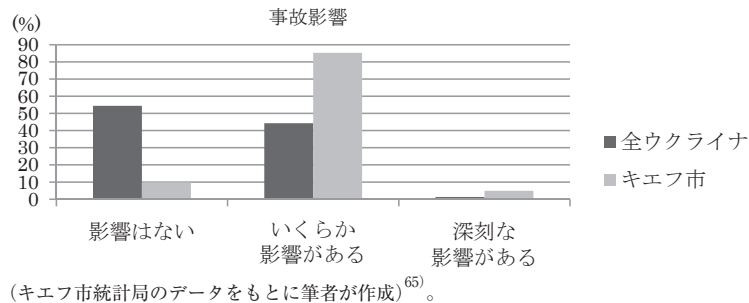
数にはこれらの人々も含まれている。

62) キエフ市内内分泌医療センター主任医師ニコライ・グルチー氏への筆者によるインタビュー、2015年4月1日。

63) В. Антонов, Радиационная обстановка и ее социально-психологические аспекты, К.: Общество «Знание» Украинской ССР, 1987, p.42

64) Державна служба статистики України Головне управління статистики у м. Києві, Самооценка населенням м. Києва стану здоров'я та рівня доступності окремих видів медичної допомоги у 2013 році, К.: 2014, pp.10-12

【図6】 ウクライナ全体とキエフ市の住民によるチェルノブイリ原発事故の健康への影響に対する自己評価の比較



おわりに

キエフ市はチェルノブイリ原発から約110 km離れていたが、事故処理作業には多数のキエフ市民が携わり、モスクワと事故現場の中継地点として、また、共和国の意思決定を行う場としての役割を果たした。また、キエフ市には、被曝による疾病を抱えた被災者の治療と研究を行う放射線医学センターが設立されるなど、ウクライナ有数の研究機関や医療機関があり、チェルノブイリ原発事故による影響の研究をリードしてきた。特に、これらの研究機関は福島原発事故後、日本の研究機関や専門家への情報提供や協力を行うなど、被災地の復興や被災者支援においても貢献している。さらに、キエフ市にある国立チェルノブイリ博物館は事故に関する貴重な資料を保管、展示し、その教訓を世界に発信するなど、チェルノブイリ原発事故関連分野では、他の被災地域よりもキエフ市が中心的な役割を担っている。

キエフ市はまた、ソ連崩壊後、新生ウクライナの首都として、商業や工業、観光業など産業の中心として発展してきた。放射能汚染地に認定されなかったことで、あらゆる活動が制約されなかったことは、被災からの復興と産業の発展を促進したかもしれない。

キエフ市民の自主避難の動きや大規模なデモを通して示された民意は政府の決定に多大な影響を与えてきた。しかし、実際に市民に対して行われた住民保護の政策は極めて限定的なものであり、300万人都市の住民を国が保護することは十分にはできなかったと言わざるを得ない。ソ連では1988年に原発新設に関する新たな規則が導入され、100万人以上の都市から100 km圏内での原発建設が禁止され⁶⁶⁾、キエフ市の被災例は途中まで作られていたミンスク原発やオデッサ原発の建設中止の一因となった。

現在、日本では政府が主導する形で原発が再稼働されようとしているが、我々がキエフ市の経験

65) 同上。

66) M. マリコ、「ベラルーシの原発建設計画は10年間凍結」、1999年3月31日、京都大学原子力安全研究グループのホームページ掲載 <http://www.rr.kyoto-u.ac.jp/NSRG/en/Tsushin.html> (2015年5月24日閲覧)。

から「住民保護」について学ぶべき教訓は多い。本稿では、住民保護を「国や地域全体に大きな損害や被害を及ぼす何らかの大規模で危機的な事態や脅威（人為的な事件・事故や自然の災害、あるいはその両者が複合した事態）、災害から住民の生命、と健康、財産を守り、安全で安心できる住民の暮らしを保障する国家や地方行政による取り組み」と定義したが、チェルノブイリと福島での教訓は、危機時の公共政策立案にとってきわめて有益である。特に原発から100 km圏に位置する大都市の自治体は、最悪の事態を想定し、避難計画を見直し、地域ごとの避難訓練の実施や安定ヨウ素剤の早急な配布方法を確認して備えるべきである。また、大都市の住民はひとたび大規模な事故が起きて被災すると、原発周辺住民ほど十分には保護されない可能性があることを念頭に、市民一人ひとりが原発事故や放射能について関心を持ち、知識を高め、事故が発生した際に適切な判断を下し、行動できるように努める必要がある。そして、大都市の住民も原発周辺住民同様に、原発を自分たちに直結した問題として捉え、この議論に積極的に参加していくことが大切である。